

令和5年8月24日

令和5年8月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和5年8月24日(木) 午後3時～3時30分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(14人)

会長	14番	小濱	邦臣				
副会長	6番	中村	正治				
委員	1番	大神	平	2番	中西	壽男	
	3番	入交	享子	4番	矢頭	周	
	5番	久保	睦子	7番	南野	悟	
	8番	吉田	公俊	9番	早川	訓男	
	10番	谷山	正昭	11番	池田	洋一	
	12番	大西	清一	13番	西林	肇	

4 出席農地利用最適化推進委員(7人)

第1地区	西ノ坊	嘉治	第2地区	中井	昇
第3地区	中野	勝之	第4地区	小川	範久
第5地区	川端	稔	第6地区	森	善隆
第7地区	松本	好博			

5 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	谷田	明夫	事務局次長	松下	伸弘
事務局長代理	奥田	真貴子			

6 議事録署名委員

3番	入交	享子	4番	矢頭	周
----	----	----	----	----	---

7 議事日程

(1) 一般事務に関する報告

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出(専決処理分)

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（専決処理分）
報告第3号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明

8 会議の概要

議長

ただいまから令和5年8月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は14名でありますので、会議は成立いたしております。
なお、推進委員の出席は7名であります。

議長

それでは議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程お目通しをいただきたいと存じます。

議長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長

ご異議なしと認め、議席番号3番、入交 享子委員、並びに、議席番号4番、矢頭 周委員をご指名申し上げます。

議長

これより付議案件の審議を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、2件を議題といたします。
なお、本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認及び地元関係者との調整をお願いしておりましたが、それぞれ問題は無いとの回答をいただいておりますので報告いたします。
それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局次長、松下君。

事務局

それでは事務局からご説明申し上げます。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、2件、3筆、5,585㎡についてでございます。
申請地の位置等につきましては、議案第1号参考資料でご確認をお願いします。

内容についてご説明申し上げます。

いずれも茨木市内の農家が耕作目的で所有権を取得するため申請があったものでございます。

1項目及び2項目の譲受人は、裁判所の判決確定による単独申請により、共有持分を取得し、農業経営の安定を図るものでございます。

3項目の譲受人は、土地区画整理事業により、経営面積が減少したため、親族から農地を譲り受け、耕作を引き継ぐものでございます。

いずれも農機具の所有状況、農作業の従事状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを、効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

第1項、第2項目で、いわゆる譲渡人の確定判決で、単独申請。これは今まで従来の申請が上がったのは、イレギュラーですので、具体的にどういう形で判決が下りて、実際問題その申請者が一方的な形で申請してる。その辺が理解できない。

議 長

事務局、松下君。

事務局

こちらの土地につきましては、もともと兄弟間で分割協議がされていなかった。法定相続の状態でしたが、今回裁判所の判決によって、共有物の分割というのが決まった。

その判決文に基づく単独申請ということなので、どうしても3条の規定的には判決が確定している場合については、譲受人からの単独申請で申請はできるということにはなっております。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

これ実際問題、持分2分の1と書いてあります、2分の1の申請だけですか。

議 長

事務局、松下君。

事務局

今回の相続人は当初2人でしたので、持分2分の1になります。

議 長

この案件につきましては多分というか、2人で共同相続されて、持分を移転するというか単独にしようという中で、ちょっと兄弟の中で話合いができなかったので単独で裁判所へ、それをもって今回単独名義にするというふうな、今回農業委員会の許可をとって移転登記をして単独名義にするということでございます。

他にご意見がございませんでしたら、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、2件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、2件を議題といたします。

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局長代理、奥田さん。

事務局

それでは事務局からご説明申し上げます。

議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権

設定、2件、2筆、2,405㎡につきまして、茨木市長から農業委員会会長あて、利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼があったものでございます。

内容でございますが、1項目の権利関係は使用貸借権、10年の新規設定、2項目の権利関係は使用貸借権、10年の再設定となっております。

借り手は大阪府の準農家登録者で、農地を効率的に利用し、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれることから、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

前回、定例会のときに、利用権の設定の関係で法律改正があったと聞いてますが、それは具体的に今回に対してその法律改正に伴う形で、申請が上がっているのかということと、1項目は新規設定、2項目は再設定の更新みたいな形になってるんですけど、実際耕作するのは同じ人が耕作する準農家ということで、この人の詳細については必要ないということによろしいですね。

議 長

松下君。

事務局

基盤法の制度改正については、次の議案第3号になりますので、その事務局からの説明で補足説明をさせていただこうと思っております。

2問目の件ですが、再設定の審議となっているんですけども、再設定に関しては、良好に営農されているということと、あと新規につきましては、この転借人さんについては、きっちり農業を行われていますので、ちょっと規模が拡大することについて差し支えないかという判断をして、地元の委員さんにも確認して、今回上程させていただいております。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

転借人と書いてあるんですけど、この転借人に関しても、その農業実績というのが、ここでは省略できるということですか。

議 長

松下君、説明をお願いします。

事務局

お配りできる資料はないんですけども前回、令和3年に貸し借りをされているんですけども、そのときの計画としましては、野菜を作るということで、あと農機具についてもこの方については、草刈り機・耕運機・田植機、バインダー、もみすり機、軽トラックなどを購入されています。

あと計画としては、作られた農作物についても、大阪府の中央卸売市場へ出荷しますというところの計画はありますので、当時審査をいただいて承認いただきました。一応計画どおり、今営農されているというのを確認できておりますので、あとは、ご本人さんの意向として農業経営拡大をしたいということで、こういう要件をもってちょっと判断をして今回この議案を出させていただいております。

議 長

矢頭委員が言われているのは、事務局としては再設定ということで、以前に審議していただいた分で新たに新規の、1項目はこれは新規ですけども、再設定ということが以前に借りてる分で、そこでもうされているんで、資料については添付していないという意味合いとなると思うんですよ。

矢頭委員

再設定は分かるけど、その最初の新規の分は。

議 長

同じ方です。

矢頭委員

同じ人の名前やということやね。

議 長

1項目も2項目も石坪さんです。同じ方。再設定ということは以前に、当初のところということで、事務局は今説明した当初の資料を見ますと、というような形でございます。よろしく申し上げます。

他にご意見等ございませんでしたら、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、2件につきましても、適当と認め承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、3件を議題といたします。

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局長代理、奥田さん。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、3件、3筆、5, 297㎡についてでございます。

本件は、前期からの委員にとりましても初めての議案となりますので、少し制度の説明をさせていただきます。

本年4月1日に農業経営基盤強化促進法等が改正され、農用地の利用の効率化及び高度化を図るため、これまで農家同士で行われていた利用権設定が農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に統合されました。

今回の制度改正により、大阪府みどり公社が行っていた農地貸借のマッチングにつきまして、今後は市町村が定める地域計画に基づき農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定めることとされました。

なお、地域計画は改正法の施行日から2年以内に定めることとなされており、地域計画が定められるまでの間は、農業委員会による要請に基づき、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定めることとなっております。

内容でございますが、1項目の権利関係は貸借権、10年の再設定、2項目の権利関係は貸借権、5年の再設定、3項目の権利関係は使用貸借権、10年の再設定となっております。

1項目の借り手は法人で、いちごを栽培しております。

2項目及び3項目の借り手は大阪府の準農家登録者で、それぞれ野菜やゴマなどを栽培しております。

いずれも転借人は農地を効率的に利用し、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、また第1項目の法人は耕作の事業に常時従事する業務執行役員がいることから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

議長

矢頭委員。

矢頭委員

改正のことなんですけど、今奥田さんの話で、3年間の間農業委員会がするとおっしゃっていましたが、条文の開示で、要はどの辺が改正に当たる文章なのか。

今の説明は、分かりますが、全体としてこの法律はこういう具合に変更されたのか、具体的にその条文はこうなったというような示しはできないですか。

議長

松下君、条文をちょっと次回にでも示すような形でしていただくようお願いいたします。

事務局

議案第2号の農業経営基盤利用集積計画でもともと18条もありましたが、18条は地域計画を定めるとなりました。ですからその規定はなくなりました。

ただその今の現行法の経過措置のところ、先方の施行改正の施行日から2年間は、従前の例によるとありますので、この利用権設定が令和7年3月まではできるということです。

もう一方の農地中間管理事業の推進に関する法律の部分につきましては、また用意させていただきます。口頭で申し上げますと、地域計画ができる前と、できてからとで、ちょっと手順が変わります。

今は地域計画がまだない状態ですので、貸し借りをしようと思えば、農業委員会がマッチングをして機構に要請するという形しか新法ではできなくなってます。

ただ、そういった経過措置がありますので、もし相対とかで貸し借りしたいのであれば、従来の上限設定も2年間はできるということにはなってます。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

今おっしゃってました従来の設定はできる。ただし2年間のその間猶予があるということですね。ではその間は、両方使えるんですか。

議 長

事務局、松下君。

事務局

その間は、制度としては併用できます。

議 長

利用権設定というのは、農業経営基盤強化促進法で利用権設定ということで、昔は相対で農家同士が貸し借りしようかと、市のほうに農林課に届けをして、農業委員会に意見があって、それを介して整備したというのがまず一番当初です。

ところが、中間管理事業ができましたので、今度は中間管理機構がマッチングして、それを農業委員会のほうにこういううんぬんだよということで、意見聴取があって、それを介して大阪府が決定すると。

今回は地域計画というのをつくりましたら、今度は反対に市のほうが、農林課のほうで作成して元に戻るような形で、農業委員会に意見を聞いてきてと、で、中間管理機構に送ってというふうな形になるということです。

それは今過渡期であるので2年間は、農林課からそれも九年いけるよというような形です。簡単な相対でやっていた。それが中間管理機構ができて、中間管理機構に貸し借り、そこからこっちの意見聴取があったということです。

今回は地域計画ができたなら今度は市のほうでその地域計画に基づいてマッチングをして、農林課から農業委員会へ意見聴取をやって、中間管理報告という形でございますんで。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

個人個人、それに関しては従来どおりですね。

議 長

松下君。

事務局

個人間の手続が2年間だけになります。経過措置の期間だけ。新法のみどり公社の貸し借りは、地域計画はできてるってのは前提にあります。

一応2年以内に作りなさいとなって、その2年間の経過措置として、相対の利用手続ができるという規定になっております。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

その2年間の設定というのは、実際その2年過ぎたら、個人間では貸したり借りたりというのできない。

議 長

松下君。

事務局

その辺りは地域計画と連動するんですけども。地域計画の中に、この農地はこの担い手さんに作ってもらうというのができてきますのでその計画に基づいて茨木市がつくる地域計画に基づいてマッチングされていくということになります。

矢頭委員

ちょっとわかりにくいです。

議 長

地域計画というのは、利用権設定できない、調整区域ということですから、当然地域計画の調整区域内の農地が最小ということで、市街化区域の農地については地域計画は対象じゃないということでございます。

議 長

ほかにご意見ございませんでしたら、質疑を打ち切りまして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画

案、3件につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、原案のとおり大阪府みどり公社に対し要請をいたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出、専決処理分、1件。以下、報告第3号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明、1件でございますが、いずれも事務処理要領に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

まず、都市農政対策委員会でございますが、9月1日、金曜日、午後1時30分から、本館7階会議室で開催いたします。

次に、ふるさと農業再生委員会でございますが、9月12日、火曜日、午後1時30分から、本館7階会議室で開催いたします。

来月の定例会でございますが、9月22日、金曜日、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

また、定例会終了後、大阪府農業会議から講師を招き、委員等研修会を予定いたしております。

それでは、これもちまして、令和5年8月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年8月24日

茨木市農業委員会

議長

署名ずみ

署名委員

署名ずみ

署名委員

署名ずみ
